

討論の取扱いについて

諮問事項として、令和 7 年 2 月 27 日の議会運営委員会で決定した「討論のあり方」について、下記の内容で申合せ化し、議員各位に通知する。

記

1 目的・方法

議案、請願・陳情に係る本会議での討論については、当該委員会の委員が行うことを原則とする。なお討論時間は、5 分を目安とする（予算審査・決算調査特別委員会を除く）。

2 実施時期

令和 7 年第 2 回定例会から実施する。